○堺市庁議規程

平成１２年１２月２５日
庁達第２３号
改正　平成１３年１２月１２日庁達第１９号
平成１４年５月７日庁達第１１号
（題名改称）
平成１４年８月２日庁達第１５号
平成１５年３月３日庁達第１号
平成１６年３月１７日庁達第４号
平成１８年４月１３日庁達第２５号
平成１９年４月４日庁達第１４号
平成２１年４月１日庁達第１２号
平成２１年１０月６日庁達第１８号
平成２１年１０月１４日庁達第２０号
平成２２年４月２日庁達第１６号
平成２２年７月１日庁達第２４号
平成２２年１０月２５日庁達第２６号
平成２３年３月３１日庁達第９号
平成２４年４月１日庁達第７号
平成２６年３月３１日庁達第１１号
平成２８年３月３０日庁達第３号
平成３０年３月３０日庁達第４号
令和２年３月３１日庁達第１４号
令和３年３月３１日庁達第２号
令和５年３月３１日庁達第１０号
令和６年３月２９日庁達第２号
令和７年３月２８日庁達第３号

堺市庁議規程（昭和４８年庁達第７号）の全部を改正する。

（設置）

第１条　本市の行政運営の基本方針、重要施策及び重要課題への対応等について審議し、併せて各部局間の総合調整を行うため、庁議を置く。

２　庁議は、第３条に規定する付議案件等について全庁的見地から審議するとともに、市政運営上の方針の確認及び徹底を図る。

（平１４庁達１１・一改）

（構成等）

第２条　庁議は、市長、副市長、教育長及び上下水道局長並びに別表に掲げる職にある者をもって構成する。

２　市長は、必要があると認めるときは、前項に規定する職員以外の者を庁議に常時又は臨時に出席させることがある。

（平１３庁達１９・平１４庁達１１・平１５庁達１・平１６庁達４・平１８庁達２５・平１９庁達１４・平２１庁達１２・平２１庁達１８・平２１庁達２０・平２２庁達１６・平２２庁達２４・平２２庁達２６・平２４庁達７・一改）

（付議案件等）

第３条　庁議に付議すべき案件は、次のとおりとする。

(1)　市の将来構想、長期計画等行政運営の基本方針に関すること。

(2)　予算編成の基本方針に関すること。

(3)　重要な新規事業に関すること。

(4)　重要な施策及び事業の見直しに関すること。

(5)　重要な財産の取得、処分及び活用に関すること。

(6)　行政組織、人事、財務等に係る基本的制度の創設又は改廃に関すること。

(7)　条例案等市議会提出議案のうち、特に重要な案件に関すること。

(8)　国若しくは地方公共団体又は民間団体等との重要な協定の締結に関すること。

(9)　国、大阪府等に対する重要な要望等に関すること。

(10)　その他市政運営上の重要課題への対応に関すること。

（平１４庁達１１・平３０庁達４・一改）

（招集及び開催日）

第４条　庁議は、市長が招集する。

２　庁議は、定例会及び臨時会とし、定例会は毎週火曜日に、臨時会は必要の都度開催する。ただし、定例会は、都合によりこれを変更することがある。

（平１４庁達１１・平１５庁達１・平２１庁達２０・一改）

（会議の運営）

第５条　庁議は、市長が主宰する。

２　庁議の進行は、市長公室長が行う。ただし、市長公室長に事故があるときは、別表に規定する者のうち、市長が指名するものがその職務を行う。

３　付議案件の説明は、所管局長又は関係局長が行うものとする。

４　所管局長又は関係局長は、付議案件の説明のため必要があると認めるときは、当該局の部長等を出席させることができる。

（平１３庁達１９・平１４庁達１１・平１４庁達１５・平１５庁達１・平１８庁達２５・平２２庁達２６・一改）

（付議手続）

第６条　各部長及び行政委員会等の事務局長は、その所管事項中に庁議に付議すべき案件があるときは、政策企画部長が定める方法により付議を依頼しなければならない。

（平１４庁達１１・平１８庁達２５・平２２庁達１６・平２４庁達７・令２庁達１４・令５庁達１０・一改）

（補則）

第７条　この規程に定めるもののほか、庁議について必要な事項は、市長が定める。

（平１４庁達１１・一改）

附　則

（施行期日）

１　この庁達は、平成１３年１月１日から施行する。

（堺市政策調整会議規程の廃止）

２　堺市政策調整会議規程（平成１０年庁達第１７号）は、廃止する。

附　則（／平成１３年１２月１２日庁達第１９号／平成１４年５月７日庁達第１１号／平成１４年８月２日庁達第１５号／平成１５年３月３日庁達第１号／）

この庁達は、示達の日から施行する。

附　則（平成１６年３月１７日庁達第４号）

この庁達は、平成１６年４月１日から施行する。

附　則（／平成１８年４月１３日庁達第２５号／平成１９年４月４日庁達第１４号／平成２１年４月１日庁達第１２号／）

この庁達は、示達の日から施行する。

附　則（平成２１年１０月６日庁達第１８号）

この庁達は、平成２１年１０月７日から施行する。

附　則（／平成２１年１０月１４日庁達第２０号／平成２２年４月２日庁達第１６号

／平成２２年７月１日庁達第２４号／平成２２年１０月２５日庁達第２６号／）

この庁達は、示達の日から施行する。

附　則（平成２３年３月３１日庁達第９号）

この庁達は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則（平成２４年４月１日庁達第７号）

この庁達は、示達の日から施行する。

附　則（平成２６年３月３１日庁達第１１号）

この庁達は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則（平成２８年３月３０日庁達第３号）

この庁達は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則（平成３０年３月３０日庁達第４号）

この庁達は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則（令和２年３月３１日庁達第１４号）

この庁達は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和３年３月３１日庁達第２号）

この庁達は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和５年３月３１日庁達第１０号）

この庁達は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和６年３月２９日庁達第２号）

この庁達は、令和６年４月１日から施行する。

附　則（令和７年３月２８日庁達第３号）

この庁達は、令和７年４月１日から施行する。

別表（第２条関係）

（平２２庁達２６・追加、平２３庁達９・平２４庁達７・平２６庁達１１・平２８庁達３・平３０庁達４・令２庁達１４・令３庁達２・令５庁達１０・令６庁達２・令７庁達３・一改）

市長公室長

危機管理監

ICTイノベーション推進監

泉北ニューデザイン推進監

総務局長

財政局長

市民人権局長

ダイバーシティ推進監

文化観光局長

環境局長

健康福祉局長

保健医療担当局長

子ども青少年局長

産業振興局長

建築都市局長

建設局長

堺区長

中区長

東区長

西区長

南区長

北区長

美原区長

消防局長

会計管理者

上下水道局次長

教育次長

教育監

人事委員会事務局長

議会局長